

応急危険度判定士たより

三重県応急危険度判定士制度は、平成8年度、阪神・淡路大震災を教訓に地震による被災建築物の迅速かつ的確な応急危険度判定の体制作りを目的に創設され、皆様のご協力により、本県では現在約1,600名の方、全国では約97,000名の方が判定士として登録いただいております。現在も、全国では「全国被災建築物応急危険度判定協議会」が設立され、判定にかかる統一的なマニュアルの作成、判定活動に伴う補償制度などの整備が進められています。

また、阪神・淡路大震災から8年が経過しその教訓が薄れつつある中、昨年4月24日に県内の18市町村が東海地震の地震防災対策強化地域に指定され、7月26日には「東南海・南海地震に係る地震防災対策特別措置法」が公布され、今夏には本県のほとんど全域が推進地域に指定される見込みです。東南海・南海地震は同時発生する可能性が高く今後50年以内に発生確率は80～90%と予想されています。12月24日には、中央防災会議から東南海・南海地震に係る被害想定第1回検討結果が公表され、被害は他県を含め最大で建物の全壊約28万棟、死者約7,400人と推定されました。

このように、本県に関わる地震はいつ発生してもおかしくなく、その予想される被害は甚大なものと予想される状況となってきています。

このことを踏まえ、判定士の方々に判定士活動に関わる情報提供の場として、「三重県被災建築物応急危険度判定士たより」を発行することとしました。今後、継続的に情報提供に努めて参りたいと考えていますので、ご活用いただき、今後とも一層のご協力をお願いします。



これまでの取り組みについて

三重県被災建築物応急危険度判定協議会を設立しました。

平成12年1月17日に三重県、市町村、(社)三重県建築士会、(社)三重県建築士事務所協会、(社)三重県建設業協会及び(社)日本建築家協会東海支部三重地域会が参集して「三重県被災建築物応急危険度判定協議会」を設立しました。

協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施方法、県及び市町村相互の支援等に関してあらかじめ調整を行い、応急危険度判定の実施体制を整備することにより、被災時における県民生活の安定に資することを目的としています。

毎年度総会を開催し、新しい知見を基に修正した判定マニュアル等を確認し合い、先進事例を研修しながら、非常時に備えています。



全国では、これまで次のような判定活動を行っています。

時期	地震名	判定棟数	延べ判定士数
1995	兵庫県南部地震	46,610 棟	約 6,500 人・日
	新潟県北部の地震	342 棟	12 人・日
1996	宮城県北部地震	169 棟	34 人・日
1997	鹿児島県薩摩地方を震源とする地震	2,048 棟	220 人・日
1999	秋田県沖を震源とする地震	9 棟	4 人・日
2000	鳥取県西部地震	4,080 棟	約 330 人・日
2001	芸予地震	1,763 棟	636 人・日

本県ではこんな訓練を行っています。

近畿府県合同防災訓練（平成13年10月30日、31日）

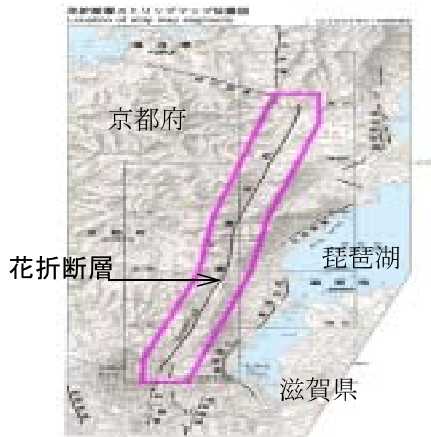
上野、名張会場の2会場で行われました近畿府県合同防災訓練に参加しました。

この訓練には約300団体、約2万名の参加により実施されましたが、被災建築物応急危険度判定訓練を、31日に上野会場で（社）三重県建築士会、四日市、津市、鈴鹿市及び上野市の協力のもとに、高層建築物3棟、低層建築物5棟について応急危険度判定訓練を行いました。



平成13年度三重県被災建築物応急危険度判定連絡訓練（平成14年1月17日）

全国被災建築物応急危険度判定協議会の連絡訓練に併せ県内の連絡訓練を実施しました。



被害想定としましては、花折断層において平成14年1月17日12時にマグニチュード7.6の地震が発生し、京都府、京都市全域で被災、滋賀県南部で被災したという想定です。

訓練内容としましては、この場合、本県は滋賀県の応援主管県として支援本部を努める必要があります。その連絡訓練のほか、中部圏のとりまとめを行うとともに、県内の判定士との連絡訓練を行いました。県内の連絡訓練では平成13年度に新規登録された108名の方に電話連絡を行い、72名の方に連絡することができました。

平成14年度第1回三重県被災建築物応急危険度判定連絡訓練（平成14年8月30日）

大正12年9月1日に発生し、14万2千800人の死亡被害を出した関東大震災を教訓として行われている秋の防災週間の一貫として行われた全国被災建築物応急危険度判定協議会の連絡訓練に併せ、県内の連絡訓練を実施しました。

訓練内容としましては、宮城県沖のマグニチュード7.5の地震により仙台市全域に被害が発生したとの想定のもとに、行政間及び県内の判定士間、関係機関との連絡訓練を行いました。

平成14年度三重県総合防災訓練（平成14年9月8日）

訓練は「鈴鹿東麓断層」において、内陸直下型地震、震度6の地震が発生し、鈴鹿市と隣接する亀山市及び関町において大きな被害が発生したとの想定のもとに、三重県消防学校（鈴鹿市石葉師町）において、地域の住民や県内各地の消防本部、陸上自衛隊、県警、日本赤十字社県支部、中部電力、NTTなど155団体、約5,000人が参加して行われました。

その中で、被災建築物応急危険度判定模擬訓練を2班4名で3棟について判定訓練を行いました。



東南海・南海地震について

現在、国においては中央防災会議に、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」が設置され、東海地震を含め、様々な検討がなされています。

以下は公表された内容の概要です。

東南海、南海地震は、歴史的に100～150年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半における、その発生確率は50年間に80～90%であり、今のうちから事前の防災対策を進める必要があるとしています。

このことから、中央防災会議に「東南海、南海地震に関する専門調査会」が設置され、東南海、南海地震が発生した時の地震の揺れの強さ・津波の高さの分布、揺れによる建物被害及び人的被害の想定が12月24日の第7回専門調

査会において取りまとめられました。

地震の揺れについては、東海から四国の太平洋沿岸を中心に震度5強以上、津波についても、関東から九州にかけての地域で3m以上の津波が想定されています。

地震の揺れや地盤液状化による建物の被害及びこれによる死者は、それぞれ最大で全壊約28万棟、約7,400人と想定しています。

今回の検討結果により、即座に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の「推進地域」が確定するわけではありませんが、その後の検討も踏まえ、同法施行後の平成15年夏頃に総合的観点から推進地域が指定される予定です。

地震の揺れと液状化による建物全壊棟数（地震動、液状化合計）（概数）

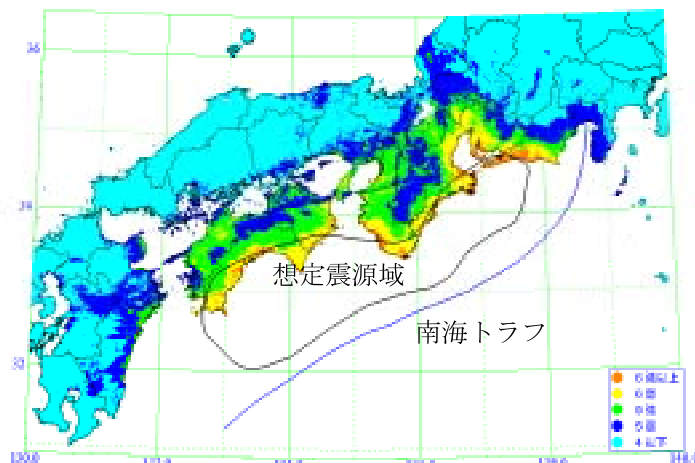
	関 東	北 信 越	東 海	近 畿	中国・四国	九 州	合 計
木 造	-	-	138,000	52,000	41,000	1,000	232,000
非木造	-	-	29,000	10,000	7,000	-	45,000
合 計	-	-	167,000	61,000	48,000	1,000	277,000

建物全壊による死者数（人）（概数）

地震発生時刻	5 時			12 時			18 時		
	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計
関 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 信 越	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 海	4,400	200	4,500	1,800	300	2,100	2,600	200	2,900
近 畿	1,200	-	1,200	400	-	500	600	-	700
中国・四国	1,600	-	1,700	600	100	700	800	100	900
九 州	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	7,200	200	7,400	2,800	400	3,200	4,100	300	4,400

（-：わずか）

図 東南海・南海地震震度分布



詳しくは、インターネット <http://www.bousaigo.jp/jishin/chubou/nakai/7/siryou1.pdf> をご覧ください。

平成15年3月11日に建築物防災講演会を開催します。

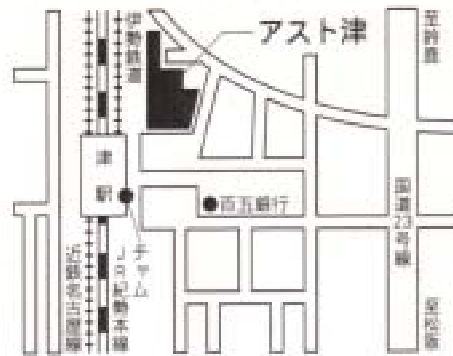
平成15年春の建築物防災週間の取り組みの一環として、建築士、特殊建築物等調査資格者、特殊建築物管理者、応急危険度判定士、県及び市町村の防災・建築関係職員、特殊建築物の所有者の方々などを対象に建築物防災講演会を開催します。

日時 平成15年3月11日(火)
14:00~16:00

場所 アストホール(津駅東側 アスト津4階)
講師 福和 伸夫(名古屋大学大学院環境学
研究科都市環境学専攻教授)

テーマ 東海地震・東南海地震と建築防災
東海地震・東南海地震についての最新情報と建築物の耐震化について講演をしていただきます。入場無料、申し込みも不要ですので、是非、

ご参加ください。



平成14年春の建築物防災週間には次の講演会を開催しました。

平成14年3月1日(金)午後2時からアストホールにおいて、東京大学大学院工学系研究科教授で国の中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」の委員でもある坂本功氏を招き、「東海地震と木造住宅」をテーマに講演会を開催しました。

講演では、東海地震の想定震源域の見直しにより従来より西寄りとなったことをはじめ、阪神・淡路大震災地震で被災した木造住宅の状況をスライドを用い説明していただきました。

講演の主な内容としましては、
・内陸直下型地震とプレート境界型地震について
・「わが家の耐震診断と補強方法」が阪神・淡路大震災で脚光を浴びたこと。

- ・在来軸組工法の耐力壁(筋かい)と金物の重要性。
 - ・地震による液状化の発生。
 - ・日本の木造建築物の構造方法の歴史について。
 - ・いつ起きてもおかしくない東海地震、東南海、南海地震への備えが必要であること。
- などについてご講演いただきました。



本県の建築物耐震化の支援について

県としましては、住民のみなさんがご自分で耐震化に取り組んでいただくことが重要と考えておりますので、パンフレット・ホームページ等による情報共有、専門家の方々との協働による働きかけ(住まいの語り部等)等を行っています。

また、耐震診断は、住宅・建築物の所有者が実際に耐震化を進めていくきっかけとなることから、これを支援して、民間建築物の耐震化を加速させたいと考えています。

平成15年度には次の支援策を予定しています。

- ・木造住宅耐震診断支援戸数(本人負担なし) 9,100戸(総数見込み4年間で約4万戸)
- ・木造住宅でない建築物耐震診断支援棟数 25棟(" " 約500棟)

なお、県の耐震化についての情報は、ホームページ「e-住まい三重」で、<http://www.sumai-mie.jp/21/>

判定士の連絡先に変更がある方へ

応急危険度判定士の登録連絡先に変更のある方は、同封の「三重県応急危険度判定士連絡先変更届」により、必要事項を記入の上、郵送、FAXまたは電子メールで必ず届け出をしてください。連絡先が正確に登録されていないと、緊急時に応急危険度判定体制を迅速に整えることができませんので、ご協力をお願いします。

なお、この変更届の様式は常時、ホームページ(アドレス <http://www.sumai-mie.jp>)に掲載していますので、変更が生じた場合は、随時届け出を行っていただきますようお願いいたします。

全国被災建築物応急危険度判定協議会発行の

「被災建築物応急危険度判定OQ通信」第5号を同封します。